

野田市雇用促進奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第12号

野田市雇用促進奨励金交付規則の一部を改正する規則

野田市雇用促進奨励金交付規則（平成5年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「55歳以上」を「50歳以上60歳未満」に改める。

第3条第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市雇用促進奨励金交付規則第2条及び第3条の規定は、この規則の施行の日以後に雇用した高年齢者等及びその事業主に係る奨励金について適用し、同日前に雇用した高年齢者等及びその事業主に係る奨励金については、なお従前の例による。